

## 美浜町農業委員会非農地証明に関する事務処理規程

平成21年4月1日  
農業委員会告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地を農地以外の地目に変更することに係る非農地証明書(以下「証明書」という。)の交付に関する事務の円滑かつ適正な運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「非農地」とは、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす農地のことをいう。

- (1) 天災地変によって農地及び採草放牧地以外の土地となった場合
- (2) 農地法第4条第1項第8号に規定する転用規制の例外に該当する場合
- (3) 登記簿上の地目が農地であっても、昭和21年11月21日以前に現況が農地以外となったもので、この規程で処理することが妥当と認められる場合
- (4) 登記簿上の地目が農地であっても、20年以上、現況が非農地の状態で、この規程で処理することがやむを得ないと認められる場合
- (5) 森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難である場合
- (6) 周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

(7) 前各号に定めるもののほか、美浜町農業委員会（以下「農業委員会」という。）が非農地であると認める場合

- 2 証明書を交付するに当たっては、建物の登記簿謄本、固定資産課税証明、その他写真等で客観的に当該交付の適否を証明できる資料及び現地調査の結果に基づいて判断するものとする。

(処理手続)

第3条 証明書の交付に係る事務処理は、次のとおりとする。

- (1) 証明書の交付を受けようとする者は、農業委員会に対し、非農地証明申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。
- (2) 申請書には、土地登記簿謄本、地籍図及び、付近図を添付するものとする。
- (3) 農業委員会は、申請書の提出を受けたときは、原則として農業委員3名以上及び農業委員会事務局職員により遅滞なく現地等の調査を行い、その結果を非農地（現況）現地調査報告書（様式第2号）に記録し、保管するものとする。
- (4) 申請書が提出され、非農地として証明されたときは、農業委員会協議会において報告する。

(指導)

第4条 農業委員会は、証明書の交付ができない場合には、農地としての活用又は農地法に基づく農地転用許可申請を指導するものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。